

入札・契約制度に関する意見書

令和5年4月20日

桑名市入札監視委員会

目次

1	はじめに	1
2	委員名簿	2
3	委員会の開催状況及び審議内容	2
	(1) 開催状況	2
	(2) 審議内容	3
4	審議案件の評価	3
	(1) 指名停止の手続き	3
	(2) 談合情報の手続き	3
	(3) 入札及び契約の手続き	4
5	前回の提言に対する取組みとその評価	4
	(1) 工事発注の平準化について	4
	(2) 低入札価格調査制度について	5
	(3) 総合評価落札方式の評価基準について	5
	(4) 入札不調・不落対策について	5
	(5) 発注関係事務の運用に関する指針への対応について	6
	(6) 入札の競争性の確保について	6
	(7) 社会保険未加入対策の強化について	6
	(8) 不正のない入札及び契約事務の実施について	7
	(9) 随意契約の適正な運用について	7
	(10) 災害時における入札方法について	8
6	今後の課題	8
	(1) 働き方改革について	8
	(2) 地域の建設業者の受注機会の確保について	9
7	おわりに	9

1 はじめに

本委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく第三者機関として平成16年1月に設置され、執行機関の附属機関となり、桑名市（以下「市」という。）の入札・契約制度に関しこれまで8回の提言を行ってきたところである。

近年、世界各地では異常気象による干ばつや洪水、さらにはトルコ南部大地震などの自然災害が多発し、日本においても台風や線状降水帯による災害が多数発生している中での防災・減災への取り組みは喫緊の課題ではあるが、そのために欠かすことができない建設業界が慢性的な担い手不足となっている。

さらに、ウクライナ危機による原油・原材料不足に加えて円安によるエネルギー資源をはじめとした輸入品の高騰が市民の生活を脅かし、長らく続いたコロナ禍による景気の下降からの脱却を阻んでいる。

このような状況下で行政が安価な落札を重視するだけでは、地域のインフラ整備及びメンテナンスを支えている建設業界を衰退させ、地域の安全や安心を脅かすことにつながる。故に行政の発注者としての役割は大きく、地域の状況や市の財政に見合う発注を適切な入札・契約制度をもって行うことが重要であり、制度の改革が必要であれば、それをよく検討したうえで実行されたい。

また、市では平成21年度及び平成23年度に入札・契約に関わる不祥事が発生したことにより、入札・契約制度の見直しや公務員倫理研修などの再発防止に取り組まれているが、市にとって必要な改革のため、十分な情報収集を行い検討したうえで制度の見直しを行うことが重要である。

以上の点を踏まえ、本委員会では、市の入札・契約に関する事務手続き及び制度の在り方などについて、審議を重ねてきた。

本意見書は令和2年度（令和3年2月開催）から令和4年度（令和4年11月開催）までの2年間の審議内容を踏まえ、特に改善などを要する事項について取りまとめたものである。

今後も、入札・契約の公正性、透明性、公平性及び競争性の確保並びに適正な事務手続きに努められるよう、ここに提言する。

2 委員名簿

(敬称略)

氏 名	職 業 等	備 考
いとう ゆみこ 伊藤 由美子	税理士	委員長
ふじた もとひろ 藤田 素弘	名古屋工業大学大学院教授	副委員長
あかぎ くにお 赤木 邦男	弁護士	
こてら なおみ 小寺 直美	四日市看護医療大学講師	
やました とおる 山下 亨	行政書士	

3 委員会の開催状況及び審議内容

(1) 開催状況

委員会等	開催日	備 考
令和2年度第3回	令和3年2月12日	
意見書提出 (市長具申)	令和3年4月22日	8回目
令和3年度第1回	令和3年5月20日	
令和3年度第2回	令和3年11月4日	
令和3年度第3回	令和4年2月17日	
令和4年度第1回	令和4年5月26日	
令和4年度第2回	令和4年11月30日	

(2) 審議内容

委員会の審議は、令和2年9月から令和4年8月までの2年間における指名停止及び談合情報の状況並びに入札及び契約の状況のほか、この期間に執行した340件（建設工事248件、コンサルタント業務92件）の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の中から、落札率の高い案件や失格の多い案件などを中心に、委員が抽出した30件（建設工事21件、コンサルタント業務9件）について審議を行った。

その内訳は下表のとおりである。

審議（抽出）案件の内訳

契約方法		建設工事		コンサルタント業務	
		執行件数	審議件数	執行件数	審議件数
一般競争入札 (総合評価落札方式)	低入案件(※)	0件	0件	0件	0件
	上記以外	0件	0件	0件	0件
一般競争入札	低入案件(※)	5件	4件	0件	0件
	上記以外	240件	17件	73件	5件
指名競争入札		0件	0件	0件	0件
随意契約		3件	0件	19件	4件
合 計		248件	21件	92件	9件

(※)低入案件とは「低入札価格調査制度実施案件」をいう。

4 審議案件の評価

(1) 指名停止の手続き

令和2年9月から令和4年8月までの間に指名停止措置を講じた案件は22件（25者）で、このうち市が単独で指名停止措置を講じた案件は3件（3者）であった。

本委員会では、市が単独で指名停止措置を講じた3件（3者）の案件を中心に、指名停止措置を講じるまでの手続きについて審議を行った。

審議の結果、「桑名市請負工事入札参加者指名停止基準」に基づき、公正かつ適切な事務手続きが執られていた。

(2) 談合情報の手続き

期間中に寄せられた談合情報はなく、審議する事案はなかった。

今後、談合情報が寄せられた場合は「桑名市談合情報対応マニュアル」に基づき、迅速かつ適切な対応に努められたい。

(3) 入札及び契約の手続き

各委員が抽出した30件について、入札の経過及び結果を踏まえ、入札及び契約の手続きが適切に行われていたかを審議した。

審議の結果、入札から契約締結までの一連の事務手続きに関しては、概ね公正かつ適切に処理されていた。

しかしながら、特殊な技術を要する案件や、現場管理の技術者が不足している時期の入札など、応札者が少ない入札は不調や落札率の高止まりの原因となっている。また、応札者が多い案件であっても落札者がくじ引きで決まる入札が多く見られるなど、入札制度についてはさらなる改善が必要と考えるところである。

5 前回の提言に対する取組みとその評価

前回（令和3年4月22日）の意見書では、

- (1) 工事発注の平準化について
- (2) 低入札価格調査制度について
- (3) 総合評価落札方式の評価基準について
- (4) 入札不調・不落対策について
- (5) 発注関係事務の運用に関する指針への対応について
- (6) 入札の競争性の確保について
- (7) 社会保険未加入対策の強化について
- (8) 不正のない入札及び契約事務の実施について
- (9) 随意契約の適正な運用について
- (10) 災害時における入札方法について

の10項目について提言したところである

なお、(5)、(6)、(7)については、既に一定の改善などがなされているため、本意見書をもって完結したものとする。

ただし、(1)、(2)、(3)、(4)、(8)、(9)、(10)については、今後も継続的に検証し、改善を要するものと考えているところである。

(1) 工事発注の平準化について

公共工事における工事発注にあたり、地方公共団体の予算の執行において、会計年度独立の原則が定められているため、発注時期に偏りが起こりやすく、それが建設業界の人手不足や過重労働及び余剰人員の足切りといった問題の一因となっている。

公共工事の施工時期については、平準化率という全国統一指標があり、年度全体の月あたり平均稼働件数に対して、通常閑散期である4月から6月期における公共工事の月あたり平均稼働件数を示している。市では、この指標が三重県内の市の中で一番

高くなっており、県内他市と比較しても年度を通して平準化が進んでいる状況であると認識をしている。

これは、主に繰越制度を活用することにより、年度当初の4月～6月の工事閑散期において、より多くの発注・施工ができており、年間を通じた工事量が安定することで公共工事に従事する者の休日の確保など処遇改善につながり、人材、資材、機材等の効率的な活用による建設業者の経営の健全化にも寄与するものである。

市にとっても、工事の品質の確保や円滑な入札執行等を図る上で有意義な施策であることから、全庁的に早期発注が可能となるように、さらなる仕組みを検討されたい。

(2) 低入札価格調査制度について

市で平成24年6月から導入している低入札価格調査制度は、「総合評価落札方式により競争入札に付される建設工事」、「設計金額1億円以上の建設工事」、「設計金額1億円未満であっても適用が必要と認められる工事」という要件を対象としている。

これまでの執行件数は28件で、そのうち13件が低入札価格で落札された。本意見書の対象期間においては、低入札価格で落札された2案件が本委員会において審議されたところである。

低入札価格調査制度は最低制限価格制度と比べ、応札価格に入札参加者の企業努力が反映されて技術力向上にも繋がるため、今後も制度の積極的運用と改善に努められたい。

(3) 総合評価落札方式の評価基準について

総合評価落札方式は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、価格に加え入札参加者の技術提案や創意工夫を総合的に評価することで、公共工事の価格と品質が総合的に優れた落札者を決めるものである。

市では平成19年度に総合評価落札方式を導入してから試行と見直しが重ねられてきたが、平成25年度以降は該当する案件が無い状況である。

国のガイドラインや他の自治体の運用状況を注視しながら、評価基準では、技術者要件や技術力、企業要件、元請及び下請事業者の地元業者施工率を含めた地域要件などの項目や手続き全般についての見直しを行い、市の実情にふさわしい制度となるよう努められたい。

(4) 入札不調・不落対策について

入札の不調・不落は、事業を実施する目的が達成できないことにより、市民生活にも悪影響を及ぼす可能性があることから、原因を把握するとともに引き続き状況を注視し、改善策を講じていく必要があると考える。

一般的な要因としては、①特殊な工法による施工が必要なため、②少額につき発注

案件に魅力がないため、③極めて高度な品質を求めたため、④厳しい入札条件を設定したため、⑤発注時期が適切でなかったため、などの理由が考えられる。

このため、対応策は要因によって異なるが、それぞれ、①特殊な工法から他の施工方法の検討、②少額発注から別の案件も合わせて発注するなどの検討、③④工事目的に照らして、過剰な品質や入札条件となっていないかの検討、⑤発注時期の平準化を行うなど、市としてそれらの対策を講じられたい。

(5) 発注関係事務の運用に関する指針への対応について

国及び地方公共団体などにおいて共通の発注関係事務の運用の指針として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者及び民間事業者などから現場の課題及び制度の運用などに関する意見を聴取し、国が作成したものであり、令和元年度の改正により、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が追加され、また、公共工事の品質確保のため、公共工事に加え、公共工事に関する測量、調査及び設計の業務も対象とされている。

市も中部ブロックの地域発注者協議会に属し、指針に沿った取組みを推進し、発注者間の一層の連携による発注者共通の課題や各種施策の推進を図っているところではあるが、必要であれば地域発注者協議会などを通じて国や都道府県に支援を求められるということに留意されたい。

(6) 入札の競争性の確保について

地元企業の振興のため、入札時の発注基準に基づき、所在地要件が市内であることを優先しており、特殊な技術を要するために応札者が少なくなると見込まれるものについては、地域要件を拡大して対応されているところである。

1者入札及び2者入札が発生した場合には、落札率が高くなる可能性があり、競争性の観点からも課題となることから今後も十分に注視していく必要があるため、特殊な入札参加資格要件が無いにも関わらず例年応札者が少なく落札率が高止まりする案件については、その原因を究明し、必要要件を見直すことなどして、入札の競争性を確保するよう努められたい。

(7) 社会保険未加入対策の強化について

社会保険の未加入は技能労働者の処遇を低下させ、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する建設業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況を生む原因の1つになっている。

市では、平成30年度から社会保険の加入を入札参加資格承認申請の必要事項として、さらに令和2年度からは請負契約書の条項に「下請負人の健康保険等加入義務等」

を追加して、技能労働者の処遇改善に努めており、ひいては若年入職者減少防止にも寄与している。

また、技術者の賃金等、労働環境が適正に整備されるように、必要な法定福利費が契約段階で確保されていることが重要なため、市では、平成4年度6月発注分から法定福利費を明示した請負代金内訳書の確認を行っている。

引き続き、社会保険未加入対策の強化について、他の自治体を参考に、対策を講じられたい。

(8) 不正のない入札及び契約事務の実施について

市においては、平成21年度及び平成23年度に不祥事が発生し、それ以降公務員倫理研修の実施や官製談合防止に関する通知などを行っており、令和4年度には、新たに「入札談合等関与行為の排除について」のマニュアルを作成し、再発防止に全力をあげて取組まれてきたところであり、以降の入札に関する不祥事は発生していない。

しかしながら、他の自治体の職員が入札談合に関与する、いわゆる官製談合が事件となることが未だに後を断たない状況である。

公務員倫理研修の実施や官製談合防止に関するマニュアルの周知徹底を継続的に行い、官製談合に関与しないために守るべきことや入札に関する秘密情報の扱いのほか、公務員として守るべき倫理観などを示すことは非常に重要である。

入札・契約業務に関して市民の誤解を招くことの無いように、引き続き、法律、条例、規則などの関係法令及び契約マニュアルを確認の上、適正な入札・契約事務を執行して、入札に関する秘密情報の漏洩などの不正行為の排除を徹底するように努められたい。

(9) 随意契約の適正な運用について

地方公共団体が締結する契約は一般競争入札が原則である中、随意契約は任意に特定の相手を選択して契約を締結するという例外的な方法であるため、その運用には慎重を期す必要がある。

例えば、緊急の必要により競争入札に付することができないときが理由となる随意契約が該当するのは、客観的性質から緊急性が必要であり、かつ、緊急の対応を行わなければ市民生活等への影響が生じるおそれがある場合に限定されるものであることを意識するとともに、法令等を遵守し、契約事務がより適切に行われるよう職務にあたられたい。

さらに、随意契約で発注する場合においては、市の随意契約ガイドラインに則っているかの確認とともに、予定価格の設定においては、市場価格から逸脱しないよう、引き続き細心の注意を払う必要がある。

また、これまで随意契約を結んでいたからという理由で漫然と同様の随意契約を行

うのではなく、今でも随意契約しか方法はないのか、他の自治体における同様の案件の契約状況など常に情報収集を行い確認に努められたい。

(10) 災害時における入札方法について

災害時における発注者の責務は、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興を行うために、緊急性に応じた随意契約・指名競争入札などの適切な選択を行い、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、速やかに復旧作業に着手できるようにすることである。

その上で発注及び契約の透明性、公平性の確保に努めることが必要であり、契約相手の選定に当たっては、協定締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績などを踏まえ、最適な契約相手が選定できるように努められたい。

6 今後の課題

「5 前回の提言に対する取組みとその評価」では、前回の意見書から、入札・契約制度について、今後も継続的に検証及び改善が必要であると考える10項目について提言したところである。

ここでは、今後の課題として、特に検証及び改善などを行うことが望ましい事項について次の2点について提言する。

(1) 働き方改革について

建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

そして、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議による「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」では、「建設業の生産性向上等も踏まえて適正な工期の設定に向けた取組が推進されることは、長時間労働の是正や週休2日の推進など建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備につながることは勿論、そのみならず、建設業の働き方改革を通じ、魅力的な産業として将来にわたって建設業の担い手を確保していくことにより、最終的には我が国国民の利益にもつながるもの」と示している。

公共工事においては、発注者には、本ガイドラインに沿って適正な工期を設定する役割が求められる。また、長時間労働の是正等の観点からも、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に定める発注者の責務等を遵守する必要がある。

これらを踏まえ、「週休2日制工事及び週休2日を実現できる適正工期設定」について、建設業において、罰則付きの時間外労働の上限規制が適用される令和6年度までに確実に取り組まれない。

(2) 地域の建設業者の受注機会の確保について

入札において競争性を高めるために地域要件を広げることは、より安い価格での落札が期待できるが、地元業者の育成についても考えなければならないところである。地元業者を育成することで、地元経済の活性化や地元雇用の創出が見込まれ、災害など緊急時において速やかに対応できる地元業者の確保にもつながる。入札の透明性や公正性を保ちつつ、地元業者の育成にもつながる入札になるよう努められたい。

さらに、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を踏まえ、地域の建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定に努めるなど、引き続き地域の建設業者の受注機会の確保に努められたい。

7 おわりに

以上が本委員会で、市で行われた多くの入札・契約事務について、2年間にわたり審議してきた結果である。

今後も公共工事等の入札契約の適正化に向けた検討を進めるとともに、すでに導入している諸制度について、実施状況を踏まえながら、引き続き競争性等の確保と目的物等の品質を確保し、さらには受発注者の働き方改革を見据えた効率性の確保も踏まえつつ、入札契約制度の検討・見直しに努められたい。

最後に、本委員会としては、この意見書で示すように、市がより公正で適正な入札・契約手続きを確立すべく、さらなる改善に尽力されることを切に望むものである。

令和5年4月20日

桑名市入札監視委員会

委員長	伊藤	由美子
副委員長	藤田	素弘
委員	赤木	邦男
委員	小寺	直美
委員	山下	亨